

商品概要説明書

ワイドリフォームローン

(令和2年10月15日現在)

商品名	ワイドリフォームローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が 80 歳未満の方。○安定・継続した収入のある方。○住居が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件であること。○原則、団体信用生命共済に加入できる方。○お借換えの場合は、その借換対象ローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかに該当する場合とします。<ul style="list-style-type: none">①住宅の増改築・修繕またはバリアフリー改修・耐震補強などの工事資金。②オール電化・ガス化などの住宅設備機器や介護機器の購入・工事資金。③冷暖房・融雪・太陽光発電機器・蓄電池・小型風力発電機などの購入・工事資金。④門塀・外構・車庫・物置・駐車場などの購入・工事資金。⑤造園・ガーデニング・上下水道などの工事資金。⑥上記①～⑤のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金。⑦上記①～⑤のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金。 ただし、住宅ローンの返済実績が 5 年以上あること。⑧リフォームローンの借換資金。⑨上記①～⑦の資金と同時に家電、家具を購入または買い替えをするための資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1, 500 万円以内（1 万円単位） ただし、営農者を除く自営業者は 1, 000 万円以内とします。 借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 ヶ月以上 20 年以内 借換資金のみの利用の場合は借換対象ローン残存償還期間を上限とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。 【金利選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3 年・5 年・10 年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によりお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。

	<p>す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただけます。</p> <p>※原則として保証人は不要です。</p>
保証料	○ご融資後に分割して利息と一緒に支払いいただきます。
団体信用生命共済	<p>○原則として、団体信用生命共済にご加入いただきます。</p> <p>ただし、借入金額500万円以下、かつ貸付期間が15年以内の場合は加入を任意とします。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたします。</p>
手数料	<p>○融資実行時に所定のJA事務取扱手数料として、申込者から徴求させていただきます。</p> <p>○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,500円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または信用共済部（電話：0184-27-1697）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p>

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用共済部または秋田県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A秋田しんせい